

競争参加停止措置の概要

- 1 競争参加停止措置業者名
所在地及び競争参加停止措置期間

株式会社NIPPO
東京都中央区京橋1-19-11
2025年4月17日～2025年8月16日（4か月）
- 2 競争参加停止措置の範囲

首都高速道路株式会社所掌区域内
- 3 事実概要

当該業者の子会社は、当社が発注した当該業者元請工事並びに当該業者が元請でない工事において新規アスファルト合材の使用を指定されていたにも関わらず、発注者等との協議を経ずに設計図書と異なる再生アスファルト合材を現場に納入するとともに、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票に「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが確認された。
- 4 競争参加停止措置理由

「競争参加停止措置準則」（平成17年準則第22号）
別表第1「工事事故等に基づく措置基準」第2号
別表第2「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」第14号

＜競争参加停止措置準則別表第1＞

措置要件	期 間
（過失による粗雑工事） 2 会社と締結した請負契約に係る工事（以下「会社発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内

＜競争参加停止措置準則別表第2＞

措置要件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内